

事業者排出量削減報告書

（宛先）京都府知事		平成24年10月10日					
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府精華町光台1-2-6		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 内外化成株式会社 代表取締役 鈴木重行 電話 0774-98-2111					
主たる業種	プラスチック製容器製造業	細分類番号	1	8	9	2	
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	平成23年04月から平成26年03月まで						
基本方針	エネルギー消費効率（電力効率）の改善により、3%の温室効果ガス排出量の削減を目標とする。今計画期間内外を問わず常に省エネ効果を意識したエネルギー消費総量の削減を図り地球温暖化対策への取組みを果す。						
計画を推進するための体制	会社代表を議長として経営電力対策会議を役員会議内に設け、電力需給逼迫に対応する体制とし、その直下に省エネ・温対委員会（委員長・責任者は継続選任）を設け、温暖化対策への具体的な措置を実施する体制とした。これにより電力需要家として社会インフラ・地球環境双方への負担を軽減する。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	2,026.5 トン	1,924.3 トン	トン	トン	-5.1 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	1,987.5 トン	1,924.3 トン	トン	トン	-3.2 パーセント	
実績に対する自己評価	計画では第1年度で増減率-2.7%を見込んでいたが、実測では更に-0.5%進み-3.2%となった。全従業員による自動努力も大きく貢献したが、負荷移送による総合的な生産稼働比率の低下が最大の要因と捉えている。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途 （研究開発センター）	原単位の指標 （生産重量×0.1）	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	（研究開発センター）	事業活動に伴う排出の量 （生産重量×0.1）	9.46	8.29			-12.37 パーセント
	（研究開発センター）	事業活動に伴う排出の量 （生産重量×0.1）	0.00	7.43			パーセント
実績に対する自己評価	計画では第1年度で増減率-5.26%を見込んでいたが、実測では-12.4%となった。全従業員による自動努力も大きく貢献したが、相対的にエネルギー効率の低い部門の生産稼働比率の低下が最大の要因と捉えている。						
重点的に実施する取組の実施状況	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	36.0 パーセント	33.0 パーセント	パーセント	パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	旧拠点でのエネルギーロス対策を徹底した。相対的にエネルギー効率の低い部門の生産を予定より早期に切り上げた。					
	(24)年度						
	(25)年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えるために実施した措置	措置の内容	就労体制が24時間連続稼働であり、夜間勤務の交替時には公共交通機関の運行が無い。通勤時のエコ運転指導、より環境負荷の少ない車両による通勤を喚起奨励している。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	社会情勢の気運にもより、全従業員のエコ運転、エコ車両への認識が高くなっている。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区 分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	府内産の木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	成形廃プラのリサイクルによる焼却処分（温暖化効果ガス排出）の回避。製造品の最終処分時（焼却）の環境負荷軽減（製造品の軽薄少量化、材質の成分変更等）を目的とした研究開発の実施等。						
特記事項							

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。